

一般財団法人公正研究推進協会定款

2016年4月1日施行

2018年3月13日改正

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人公正研究推進協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、研究における健全かつグローバルに共通な倫理の醸成と研究者の倫理意識の涵養に向けて、広く国内及び国際的活動を行うことを通じて、わが国の科学の国際的地位の確立に協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教材作成、配布・配信を通じた研究者倫理教育活動
- (2) 教育研究機関における研究者倫理教育プログラムの支援
- (3) 全国研究倫理責任者連絡会議等を通じた情報交換支援
- (4) 研究倫理・研究者倫理に関するシンポジウム・勉強会の開催と協力
- (5) 国際会議等を通じた海外との研究倫理・研究者倫理に関する情報・意見交換
- (6) 国内の研究倫理・研究者倫理に関する研究、海外との共同研究の支援
- (7) 行政府の研究倫理・研究者倫理に関する法令・指針作りへの協力
- (8) 研究倫理・研究者倫理をめぐる不正に関する審査等への協力
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国の有識者によって、国民及び研究者を受益者として行われるものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産の管理及び運用については、理事会の決議により定める方法によるものとする。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便局若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の決議を得て、処分し、又は担保に供しあるいは基本財産から除外することができる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て、評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「事業報告及び財務諸表等」という。)を作成し、監事の

監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金分配の禁止）

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

（義務の負担及び権利の放棄）

第13条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員10名以上50名以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭、その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（職務及び権限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に規定する最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（解 任）

- 第18条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上の決議により解任することができる。
- （1）職務上の義務に違反したとき、又は職務を怠ったとき
- （2）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- 2 前項の場合、評議員会において決議する前に、その評議員が意見を述べる機会を設けるものとする。

（報酬等）

第19条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項謝金及び費用の支払いは、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 事業計画書及び収支予算書等並びに事業報告及び財務諸表等（各々の附属明細書を除く。）の承認
 - (4) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 前項のほか、必要がある場合には、臨時評議員会を法令の定めに基づき開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があった場合は、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって評議員に対して招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、書面による通知に代えて電磁的方法により通知することができる。

3 第1項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集を通知する手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の例外)

第27条 前条において、評議員、理事及び監事を選任する議案を決議する場合は、出席評議員全員の同意がある場合を除き、候補者ごとに同条の決議を行わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 評議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(決議の省略)

第28条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提

案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を改めて評議員会で報告しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、評議員会の議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上15名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち、会長を1名、理事長を1名、専務理事を1名ないし2名置き、このほかに常務理事を1名置くことができる。理事長は会長を兼ねることができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、その他に専務理事の中から代表理事を選任することができる。

(選任等)

第32条 理事及び監事は、評議員会において選任及び解任する。

2 会長、理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議に基づき理事の中から選定及び解職する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び

評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人の業務を総攬し、理事会の議長を務める。
- 3 理事長は、この法人を代表し、専務理事、常務理事とともにこの法人の業務を掌理する。
- 4 専務理事及び常務理事は、常に理事長を補佐するとともに、この法人の事務局を統括する。また、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、予め理事会で決議した代行順序にしたがい、代表理事である専務理事が理事長の職務を代行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1） 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- （2） この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に関する事業報告及び財務諸表等を監査すること。
- （3） 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- （4） その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任 期）

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第31条第1項に規定する最低員数に足りなくなるとき

は、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第36条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反したとき、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 前項の場合、評議員会において決議する前に、その理事又は監事が意見を述べる機会を設けるものとする。

(報酬等)

第37条 常勤の理事を除き、役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(顧問、相談役及び参与)

第38条 この法人に顧問、相談役及び参与をおのおの若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の決議により選任及び解任する。

3 顧問、相談役及び参与の任期は、委嘱時の理事の任期と同一とする。

4 顧問は、この法人の重要な事項について理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 相談役及び参与は、この法人事業の運営について、会長、理事長及び専務理事の相談に応じる。

6 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

(理事又は監事の損害賠償責任の免除)

第39条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第40条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事（同法の代表理事、業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第2節 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (8) 事業報告及び財務諸表等の承認
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受けの承認
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項の決定

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に2回開催する。

3 前項のほか、必要がある場合には、臨時理事会を法令の定めに基づき開催することができる。

(招集及び招集の通知)

第44条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対し招集を通知しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、書面の通知に代えて電磁的方法により通知することができる。
- 4 第2項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第45条 理事会の議長は会長がこれに当たり、会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合は、予め会長が指名する理事がこれに当たる。

(決 議)

第46条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その理事の過半数をもって行う。ただし、会長が適当と認めた電話会議、テレビ会議、ウェブ会議（現に理事会の開催場所に赴くことができない理事が当該理事会決議に参加するため、各理事の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできることにより、相互に十分な議論を行うことができる方法）による場合も出席とみなすことができる。

(決議の例外)

第47条 前条の規定にかかわらず、基本財産の処分又は除外の承認の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(決議の省略)

第48条 前2条にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が、理事会に報告すべき事項を理事及び監事の全員に通知した場合は、その事項を改めて理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第5項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、理事長、専務理事、常務理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

2 前項において、第42条に規定する事項のうち、会長、理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職に関する決議を行った理事会の場合は、出席したすべての理事及び監事がその議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第51条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 前項により設置する委員会の委員は、理事会の決議により選任及び解任する。

3 理事及び理事会は、第33条に規定する理事の職務及び権限及び第42条に規定する理事会の権限を第1項で設置する委員会に委嘱してはならない。

4 その他委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるそれぞれの委員会規則による。

第6章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議に基づき選任し、職員は事務局長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める規則による。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 この法人の目的に賛同し、後援する法人として維持機関会員及び賛助会員を置き、個人として個人会員を置く。

2 維持機関会員、賛助会員及び個人会員の入退会その他必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第56条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより設立された法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産)

第58条 この法人が解散をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イないしトに掲げる法人に贈与する。

第9章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第61条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委 任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この法人の設立者は次に掲げる者とし、別紙の財産をこの法人の設立に際して拠出する。

浅島誠 市川家國 福嶋義光

特定非営利活動法人日米医学教育コンソーシアム

2 この法人の設立時の理事、監事は、次に掲げる者とする。

理事 相原博昭 青木清 浅島誠 池田駿介 市川家國

井野瀬久美恵 中村征樹 羽田貴史 福嶋義光 札野順

吉川弘之

監事 竹岡八重子 星 元紀

3 この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 有本建男 家泰弘 今泉祐治 山本（旧姓 大島）まり
郷通子 小杉眞司 小林傳司 小林良彰 國井秀子
國友哲之輔 黒田壽二 黒田昌裕 土田友章 戸谷秀一
菱山豊 御園生誠 山下俊一 山本健慈 吉田雅幸

4 この定款は、2018年3月13日から施行する。